

当座勘定規定(個人当座用)

第1条(当座勘定への受入れ)

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第2条(証券類の受入れ)

- (1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還期限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第3条(本人振込み)

- (1) 当組合の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当組合で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第4条(第三者振込み)

- (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当組合の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取扱います。

第5条(受入証券類の不渡り)

- (1) 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不

渡りになったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。

- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第6条(手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

第7条(手形、小切手の支払等)

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。
- (2) 前項の支払にあたっては、小切手または手形の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。
- (3) 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。
 - A 届出または登録の印章により、当組合所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。
 - B 小切手を使用する方法。
- (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

第8条(手形、小切手用紙等)

- (1) 当組合を支払人とする小切手を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。
- (4) 当座勘定から支払をした小切手または手形のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。

- (5) 払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
- (6) 当座勘定から支払をした小切手または手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第9条(支払の範囲)

- (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。
- (2) 呈示された手形小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。
- (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

第10条(支払の選択)

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

第11条(過振り)

- (1) 第9条の第1項にかかわらず、当組合の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当組合からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年14.6%(年365日の日割計算)とし、当組合所定の方法によって計算します。
- (3) 第1項により当組合が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- (4) 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当組合は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- (5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第12条(手数料等の引落し)

- (1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落することができるものとします。
- (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続をしてください。

第13条(支払保証)

小切手の支払保証はしません。

第14条(署名鑑の届出)

- (1) 小切手、手形および諸届け書類は、必ず自署によることとし、その署名鑑は当組合所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人から代理人の氏名とその自署した署名鑑を前項と同様に届出てください。

第15条(届出事項の変更)

- (1) 小切手、手形、小切手用紙、約束手形用紙を失った場合、または氏名、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当組合からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第16条(成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届けてください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届けてください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届けてください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に当組合に届けてください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当組合に届けてくださ

い。

- (5) 前各項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第17条(署名鑑照合等)

- (1) 小切手、手形、払戻請求書または諸届け書類に記載された署名(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その小切手、手形、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手)

- (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第19条(線引小切手の取扱い)

- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当組合はその責任を負いません。また、当組合が第三者にその損害を賠償した場合には、本人に求償できるものとします。
- (3) 代理人が自己の名義で振出したものについても前項と同様当組合はその責任を負わず、また、本人に求償できるものとします。

第20条(自己取引手形等の取扱い)

- (1) 手形の裏書に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする

場合でも、その承認等の有無について調査を行なうことなく、支払をすることができます。

- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第21条(利息)

当座預金には利息をつけません。

第22条(残高の報告)

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当組合所定の方法により報告します。

第23条(譲渡、質入れの禁止)

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第24条(反社会的勢力との取引拒絶)

この当座勘定は、第26条第2項第1号、第4号AからEおよび第5号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第26条第2項第1号、第4号AからEまたは第5号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第25条(取引の制限)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれかの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
- (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することがで

きるものとします。

第26条(解約)

- (1) この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。ただし、当組合に対する解約の通知は本人の署名した書面によるものとします。
- (2) 当組合が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第27条(取引終了後の処理)

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された小切手、約束手形または引受けられた為替手形であっても、当組合はその支払義務を負いません。
- (2) 前項の場合には、未使用の小切手用紙、手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了させてください。

第28条(手形交換所規則による取扱い)

- (1) この取引については、前各条ほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第29条(民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律について)

この預金について10年を越えて入出金等の異動がなかった場合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第2条6項の休眠預金等に該当するものとして、この預金にかかる資金は、同法第7条にもとづき預金保険機構に移管されます。休眠預金等に関しては、休眠預金規定が適用されます。

第30条(規定の変更)

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することによ

り、変更できるものとします。

前項の変更は、公表等の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上